

55 東京大学実地研究旅費改正の儀上申〔明治十八年七月〕

(注記1) (下札1)  
会第九百七十四号 (注記2)

東京大学実地研究旅費改正之儀上申

(注記4)(注記3) 兼テ上申致置候東京大学実地研究旅費規則乙号表中機械工学生旅費金額之儀六拾円ト有之候処右ハ今般七拾式円ト改正致シ且該学生実地研究ノ為横須賀へ出張ノ節同地ニ滞在中ノ滞留日当ノ儀ハ今後一日金式拾五錢給与可致候条此段上申仕候也 (注記5)

〔下札2〕

明治十八年七月十日 文部卿伯爵 大木喬任印

太政大臣公爵 三條實美殿 (注記6)

(注記7) (朱書)

参照〔下札3〕

東京大学法理文学部実地研究旅費規則

第十一条

学生旅費日当ハ通常甲号表ニ拠テ給スト雖モ乙号表(抹消)加筆(加筆)通り学科ニ拠リ(加筆)定メタル額ヲ超ユ可ラス

乙号表

学生 但第三年以上

老人第三第四両学年ニ於テ受ル旅費金額

地質学及採鉱学

金 七 拾 式 円

学	生	滞 留	金 三 拾 五 錢
生 物 学	金 五 拾 壹 円		
機 械 工 学	金 六 拾 円		
土 木 工 学	金 四 拾 五 円		
物 理 学	金 三 拾 五 円		
化 学	金 三 拾 五 円		
法 学	金 拾 式 円		
甲号表ノ内			

明治十八年七月十日 (注記8) (注記9)

第一局 (注記10) 〔下札4〕

内閣書記官長 (土方) 書記官 (井上) 属 (藤井)

別紙文部省上申東京大学実地研究旅費改正ノ件御回覧候也 (注記11)

會計検査院并大蔵省へ通牒

(朱書) 〔明治十八年七月十五日〕 (佐藤)

(注記1)

〔第一局第一二号ノ七月〕

(注記2)

〔(兒生)(原田) (印)ノ(印)〕

(注記3)

〔第一局〕

(注記 4)

「文部省□□」

(注記 5)

「文部省」

(注記 6)

「三十」(簿冊内件名番号)

(注記 7)

「乙二〇」

(注記 8)

「七月十五日」(田中)

(注記 9)

「<sup>(同)</sup>生」

(注記 10)

「済」

(注記 11)

「常」

(下札 1)

「七月十五日／東京大学実地研究旅費ヲ改正ス／文部省稟告」

(下札 2)

「十八年七月十一〇同日第一局主査七月十五日／会計検査院并大蔵省へ移牒」

(下札 3)

「参照二字朱」

(下札 4)

「以下省ク」

〔明治十八年 公文録 文部省  
自七月至十二月〕 2A, 10, ③3984〕